

業務方法書の取扱いの一部改正

1. 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

新	旧
<p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 機構が株式等振替業又は外国株券等保管振替決済業務における取扱いを廃止することを決定した場合において、その返還請求権を有する DVP 参加者から機構が当該銘柄の取扱いを廃止する日から起算して2日前の日までに担保指定証券解除請求が行われなときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該取扱いを廃止する日の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。</p> <p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第9条及び第12条第2項関係）</p> <p>1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株予約権については、担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p>	<p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 機構が株式等振替業、<u>受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務</u>又は外国株券等保管振替決済業務における取扱いを廃止することを決定した場合において、その返還請求権を有する DVP 参加者から機構が当該銘柄の取扱いを廃止する日から起算して2日前の日までに担保指定証券解除請求が行われなときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該取扱いを廃止する日の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。</p> <p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第9条及び第12条第2項関係）</p> <p>1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株予約権については、担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p>

有価証券の種類	時 価		時価に乗ずべき率
株式 投資口 優先出資 投資 信託受益権 <u>受益証券発行 信託の受益権</u> 外国株券等	(略)	(略)	(略)
新株予約権付 社債	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注3) (略)

2.～4. (略)

5. 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。

(1) 株式、投資口、優先出資、投資信託受益権、受益証券発行信託の受益権及び外国株券等については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

6. (略)

7. 第1項の規定にかかわらず、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券について、DVP参加者が株式、投資口、優先出資、投資信託受益権及び受益証券発行信託の受益権を担保指定証券として預託する場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数（投資口にあつては上場投資口口数をいい、優先出資にあつては上場優先出資口数をいい、投資信託受益権にあつては上場受益権口数をいい、受益証券発行信託の受益権にあつては上場口数をいう。）の5%相当数量を超える場合について、当該DVP参加者に対する当該銘柄における5%相当数量を超過する部分を除外することができる。

8. 第1項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株式（優先出資、投資

有価証券の種類	時 価		時価に乗ずべき率
株式 投資口 優先出資 投資 信託受益権 <u>信託受益証券</u> 外国株券等	(略)	(略)	(略)
新株予約権付 社債	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注3) (略)

2.～4. (略)

5. 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。

(1) 株式、投資口、優先出資、投資信託受益権、信託受益証券及び外国株券等については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

6. (略)

7. 第1項の規定にかかわらず、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券について、DVP参加者が株式、投資口、優先出資、投資信託受益権、及び信託受益証券を担保指定証券として預託する場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数（投資口にあつては上場投資口口数をいい、優先出資にあつては上場優先出資口数をいい、投資信託受益権にあつては上場受益権口数をいい、信託受益証券にあつては上場口数をいう。）の5%相当数量を超える場合について、当該DVP参加者に対する当該銘柄における5%相当数量を超過する部分を除外することができる。

8. 第1項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株式（優先出資、投資

<p>ロ、投資信託受益権、<u>受益証券発行信託の受益権</u>及び外国株券等を含む。以下この項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、原則として、該当した日の翌日から当該株式及び当該株式(当該投資信託受益権及び<u>当該受益証券発行信託の受益権</u>を除く。)の発行者が発行する新株予約権付社債を担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>9. ～ 11. (略)</p>	<p>ロ、投資信託受益権、<u>信託受益証券</u>及び外国株券等を含む。以下この項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、原則として、該当した日の翌日から当該株式及び当該株式(当該投資信託受益権を除く)の発行者が発行する新株予約権付社債を担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>9. ～ 11. (略)</p>
--	--

2. 附則

この改正規定は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)附則第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。